

平成 30 年度第 2 回（第 13 回）洲本市子ども・子育て会議 議事録

日 時：平成 31 年 1 月 15 日（火） 午後 6 時 30 分～午後 8 時 00 分

場 所：洲本市役所 4 階 401・402 会議室

出席委員（10 名）

松山会長、戸江副会長、須恵委員、阿萬田委員、三倉委員、清水委員、柳委員、
稲谷委員、岡本委員、山本委員

欠席委員（3 名）

宮谷委員、三宅委員、加藤委員

事務局（6 名）

健康福祉部子ども子育て課：郡、山崎、近本

教育委員会教育総務課：大西

学校教育課：太田

生涯学習課：山家

計画策定支援事業者

株式会社ぎょうせい

- 次 第
1. 開 会
 2. 会長あいさつ
 3. 議題

（1）第 2 期洲本市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査に
について

4. そ の 他
5. 閉 会

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 前回会議議事録（案）の確認

－ 承認 －

4. 議題

◆（1）第2期洲本市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査について

（事務局より、資料②～④、参考資料①に基づいて説明）

会 長：就学前児童保護者用のアンケート調査の説明をしていただきましたが、設問は前回と変わらない、最後の方に若干経済的な理由によるものが増えているので、割愛された部分もあります。

副会長：今回の増えている項目ですが、この問7、31、31-1、32、これは、質問として必要な質問なのでしょうか。

事務局：今回の子育て計画を策定するという点では、必ずしも必要ではないのかなと認識はしております。今回事務局でも協議をしたのですが、昨今の子どもの貧困について、手さぐりのようにはなりますが、状況をお伺いできるような機会がなかなかいものですから、今回このような形で設問をもうけさせていただきました。

副会長：個人情報というか非常にデリケートなというか、非常に個人情報の項目にもなり、あるいは、31、32 というところになりますと、思想信条を尋ねているという風にも見られますので、どうかと思います。一般的に、アンケートでは思想信条は聞きませんね。アンケートを記述することによって、記述者が受ける精神的な負担感というか、影響というか、そういうものがある項目について、アンケートではしないというのが原則ですから。これを書く事によって、うちはこんなのでこうだ、私はどうなんだろう、みたいな気持ちを記述者がもつようになる可能性があるので、そういうのがどうかという風には思います。

委 員：もし、このアンケートを配られて、31、32 を答えないとダメだったら、回答するのを止めようかな、という気になります。

委 員：平成25年度の時に無作為に1,000人送って、戻ってきたのはどれぐらいでしょう。

事務局：だいたい4割程度でした。

委 員：すごく内容は精査されていて、前回に比べれば見やすいし、わかりやすいと思うんですが、さきほどから言われているように年収とか、学校区があって、地区によっては児童数って限られていますよね。その中で、世帯員何人でとなると、特定しないとなっても、推測されてしまうように感じてしまう。年収が入っているというのと、ここでもう出すのを止めようかなと。それが心配ですよね。回答して謝礼が出るというアンケートでもないし、出しても出さなくてもいいんだったら、そ

ここまで聞かれるんだったらもういいかなとなるのが心配です。

事務局：他の自治体では、こういう設問もされているということで、今回は入れさせていただいたんですが、回収率が悪くなるということになってくると、本当に聞きたいところが聞けないという事になりますので、問7と問31、32は見直すという方向で。

会長：今日は、このアンケートの業務支援をされている事業者さんが来られていますけど、他の市町もこのような設問内容など同じような感じなんでしょうか。

事業者：今回の子ども・子育て支援事業計画を作るのみでは、先ほど事務局が言われたように今の貧困に関する設問は必要無いと思いますが、自治体において貧困の事、貧困率を知りたいというご要望がある場合は、この設問3つをセットで入れております。年収と世帯の人数に併せて、まず問31で保護者が子どもにとって必要であるものはどれかというところを知った上で、それが与えられていないところは、おそらく生活に困っている世帯ではないかという視点です。例えばお小遣いなどは、家庭の主義で与える与えないというのは当然あるかと思えます。一方で食事なんかは、与えなければいけない、必要であると、どこの自治体でも9割以上が答えられますが、その項目が与えられていないところに対して問題ではないかというところなんです。あと問32についても、やはり食料が足りなかったり、衣料が足りなかったというのがひとつでもあれば問題ではないかということ把握するための指標であります。ただ、これだけではどのくらい貧困世帯がいるかしかわからなくて、貧困世帯に対してどういう施策が必要かというのは、この設問ではわかりません。本当に貧困の事を知りたいのであれば、貧困独自のアンケートをされている自治体が多いです。ただ、せっかく聞く機会があるのだから、それを活用して、貧困の割合など自分の市ではどうなんだろうという設問を入れている自治体も、今回はあります。

副会長：貧困の状況をアンケートで確認する必要はあるんでしょうか。私はやっぱり、思想信条を尋ねている問であるので、これはどうかかなと。他の自治体もこういうのをやっているんでしょうか。少なくとも、私が関与しているところでは、ない。

事務局：今年度どのくらいありますか。

事業者：2割ぐらいあります。

委員：もし聞くのであれば、その後の計画もしてなければ、施策もなく聞くのはちょっとどうかかなとは思いますが。

事業者：現状の施策には入ってこないけれど、実態を把握する、生活に困っている世帯の実態を把握する。おそらく収入からはわかるとは思いますが、貧困世帯というのはそれだけではないと思うんです。そのための実態を把握するという設問ではありません。

委員：この後に、市としてつながる可能性があるなら、もし5年後とかの計画であるために必要であれば、アンケートがあるかどうかという議論をしてもいいと思います。それがなければ、ちょっと考えた方がいいかなと思います。そのあたり

は、市の計画的なものに照らし合わせて、設問内容を考えてもらえたらと思います。

会 長：市としては、貧困状況の確認というわけで、当然必要な面もあるのかなとは思いますが。ただやはり、年取とかとなると回答に抵抗があるかなというところもあるので、そういったところは削除しながらでどうでしょうか。

事務局：子育て支援事業計画について必ずしも必要なところでもございませんし、市の施策というのも現時点では何とも申し上げられない状況ではございますので、今回の計画についてのニーズ調査の中では、ご指摘いただいた設問は削除させていただいて、今後市でこういった施策に関連することができるのであれば、その時にこのような調査をまた検討してまいりたいと思います。よろしいでしょうか。

会 長：問 7、31、31-1、32 は削除するということで。

委 員：問 14 ですが、今回、無償化という事が大前提で聞かれた中で、14-1 で幼稚園の利用を特に強く希望しますかという設問の意図というのを教えてほしいのですが。

事務局：これは、国がこのように設問を構成しておりまして、ひとまずその案通りで作成をしています。

事業者：補足となりますが、14-1 については、今回国が保育所と幼稚園の両方を選んでいく保育認定される世帯で、幼稚園の利用希望が高いものは保育需要を減らすという意図を追加している設問なのですが、問 14 で第 1 希望、第 2 希望、第 3 希望と聞いてることで、これは追加しなくてもいい設問だということで、間違えて追加しておりますので、ここは削除させていただきます。

会 長：14-1 は、無しということよろしいですか。

副会長：これは国が作成した設問だったんですか。この強く希望しますか、というのは。

事業者：国が追加してきた設問です。回答の仕方が、第 1 希望、第 2 希望、第 3 希望となったことで不要になったはずが、間違えて追加しました。

副会長：他市ではこのままでいきました。

会 長：問 13-1 と 14 の 3 番の認定こども園の 1 号認定の教育利用・預かり保育の利用なしというのが、イメージがわからないのですが。

事務局：1 号認定で通常の利用時間だけを利用している子どもさんですね。例えば 2 時までとか。

会 長：そういう事ですか。それで 4 番が・・・

事務局：いわゆる、延長保育のような感じで、1 号部分の子どもなのか、2 号的な保育を必要とする子どもさんなのかというところでの分け方でお伺いしているところです。

会 長：教育利用がなしって言うのが誤解する言い回しかなと思いました。

事務局：なしというのは、預かり保育の利用という所にしかかかっていなくて、記載の仕方でも分かりづらくなってしまいました。

会 長：そこは文言変えてあげた方が、私はそういう風に読み取ってしまったので。1 号認定で教育利用のみ利用される方、4 番が 1 号利用しながら定期的に預かり保育を

利用される方みたいな感じの方がわかりやすいのかなと思いました。

事務局：表現の仕方を検討させていただきます。

副会長：今のところの上の※印に、用語の説明は、表紙「用語の定義」参照とありまして、教育の概念なんですけど、1ページ目の、用語の定義の一番最後ですね。問13までにおいては、教育は家庭での教育を含めた広い意味、問14以降においては幼児期の学校における教育の意味で用いています、というのは、おそらく回答する方々は、非常に理解しにくいように思います。同時に、全体を見ていると最初から最後まで、教育と保育の言葉の使い方は、教育は学校教育の幼稚園、保育は子どもを預かる事業という風な意味合いで、初めから最後までおそらく同じだと思います。問13までが特に家庭での教育を含めた広い意味にはならないように思いますね。ずっと13までも、それから後も、教育・保育とずっと同じように使っていますね。意味合いは変わっていないように思いますが、どうでしょう。

事業者：途中で設問が抜けた時に、ここの用語の定義の設問番号がずれています。「問12までは」が正しいです。修正させていただきたいと思います。

副会長：12も「教育・保育」というのがありますね「教育・保育の無償化」。認定こども園というのは法的規定のすべての文言において「教育・保育」というのを必ず使います。要するに、教育とされている幼稚園と子どもを預かるという事の働きとしての保育、この二つを融合したのが認定こども園ですので、必ず「教育・保育」というのを全てに使っています。これは制度ですので、本当の教育の意味とか保育の意味を考えようとするとまた違ってきます。あくまでも制度としては、幼稚園を教育、保育所を保育と使っています。これは国の基本的な表現の仕方です。「教育・保育」と使うのでしたら、おそらくこの説明はなくてもいいかと思います。かえって保護者たちが困ってしまうかなと思います。保育所ではもちろんきちんと教育を行っているのですが、国の表現の仕方は幼稚園が教育、保育所を保育と言う風に、制度として呼びならわしています。

会長：この用語の定義は難しいですね。こういう仕事に従事されてる方は、教育・保育の意味合いはわかっていますが、ご家庭にいる一般の方で教育・保育の違いを言われても、なかなかピンとこないところがあるので、そのあたりの定義づけが非常に難しいと思います。保育所サイドでは、当然保育の中に教育も含まれています、ということはわかりますが、保護者にとっては、保育と教育って全然違うものっていうようなイメージでとらえられます。言葉だけの意味の違いであって、中味についてはそう違いはないというところですが。

委員：初めの注意書きのところに、学校におけるって書いてありますが、幼稚園が学校というのも専門知識みたいなところがあって、これもまたなかなか難しい。なので教育・保育事業っていうのと教育っていうのを切り分けて文章的に考えたらいいのかなと思います。教育・保育事業と言ったら、幼稚園・保育所・認定こども園全部

ひっくるめてという事になると思います。

会 長：問 12 までは家庭での子育てということなのですが、13 以降に関しては、施設内でのという意味合いですよね。幼稚園や保育所やというところの施設の中における教育・保育が 13 以降の問いであって、12 までは広域的に家庭における子育てというイメージっていう感じですかね。

副会長：11 までは「教育・保育」っていう言葉は使われていないですよ。「教育・保育」が出てくるのは 3 ページからです。それからずっと「教育・保育」ですから、もう用語の定義は無くてもいいのではないですかね。「教育・保育」というと、いまおっしゃったように幼稚園・保育所・認定こども園全部が入ってくる。保護者の方もそういう認識でいてくれるんじゃないでしょうか。

事務局：今、ご指摘いただいた「教育」の意義ですが、本来、国で使われてる定義の意味あいでは保護者の方がご理解いただけるのではないかとということ、逆にこういう風を書くことによって違いがわからないままで混乱してしまうのではないかとことごとくございましたので、見直しをしていきたいと思っております。併せまして、先ほどの定義の教育の上に「子育て」というところがあるのですが、これも一般的に使う言葉の中で理解いただけるということであれば、ここも併せて削除してはどうかと、今事務局の中で協議をいたしました。最終的に幼稚園、保育所、認定こども園、認可外という施設事業的などの定義だけを記載してはどうかと考えましたが、そのあたりはいかがでしょうか。

会 長：確かに保護者からみると、子育ても教育も大きなイメージでは一緒の事かと思うので、あまり分けてしまうと、違う意味にとられてしまうような気がします。その部分をいったんカットしてみて、ひとまず様子を見てもいいのかなと思います。それでは、ここの 1 ページ目の子育てと教育についてはカットしていくということで、お願いします。

つぎに、9 頁の宿泊を伴う一時預かり等という記載があるんですが、これは普通の一時預かりという意味でしょうか。

事務局：一時預かりと、ショートステイという事業も含めています。

会 長：ここの記載では、宿泊を必ず伴うようなイメージを受けましたので、「一時預かり（宿泊を伴う子どもを含む）」のような感じで文言を考えていただいたらいいのかなと思います。あと一時預かりに関して 1 番ですが、保育所などって書いてあるのは、認定こども園も入れてもらった方がいいのかなと思います。

それでは事務局で修正をかけてもらって、また一度委員の皆さんに提示してというように形にしますが、皆さんに確認もしますか。

事務局：新しく修正したものは配布させていただきたいと思いますが、またお集まりいただくという時間は難しいですので、何かしら、この内容で OK というお返事をいただけるような形で配布をできればと思っています。最終的には事務局でご意見ま

めて、ニーズ調査を実施したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

会 長：続きまして、小学生保護者用の資料について説明をお願いします。

事務局：引き続きまして、小学生保護者用のニーズ調査についてご説明をいたします。調査票の表紙につきまして、構成は先ほどの就学前のものと同じになっておりますので、先ほどご指摘をいただきました用語の定義について一番下の子育て及び教育のところは削除をしたいと思います。

(事務局より、資料⑤及び参考資料②に基づいて説明)

委 員：小学生用の19番の設問は必要なんでしょうか。

事務局：これまでの経験から市に対してどのような事を期待されますかというところで、就学前の事業も含めて期待される場所をお伺いしたいというところで、こういう設問を作らせていただいております。

会 長：洲本市は、放課後児童クラブ、放課後こども教室が存在しているところがあって、どちらも利用することが可能ですよね。保護者の方は用語の定義がはっきりとはわからないので、放課後児童クラブがどこでやっているとか、子ども教室がどこでやっているのかっていうのを、ちょっと書いてあげた方がわかりやすいかなという気がします。放課後児童クラブって、みなさん学童学童と言っていますので、そういった人にはわかりにくい言葉かなと思うので、少し詳しくしてあげた方がわかりやすいかなという気がします。

事務局：3ページのところで放課後児童クラブと子ども教室の違いについては記載させてはいただいておりますが、どうでしょう。これをもう少し追記させていただいた方がよろしいでしょうか。

委 員：放課後子ども教室って、ちなみにどういうところで。

事務局：教育委員会生涯学習課の所管で行っています。場所は小学校区で、中に入っているところは少なく、公民館などで実施しています。

副会長：会長がおっしゃったように、ちょうど場所がいいかどうかですけど、用語の定義のところに書いてあげた方がいいかもしれませんね。

問8で言いますと、5番6番ですが、児童館・児童センターというのは洲本市にありましたか。

事務局：はい、あります。

副会長：児童館で遊ぶのと児童館で行なっている学童保育を利用しているのは違いますよね。それが4ページの下の方の4番5番のところですね。

事務局：※印でご説明をしているところですが、4番は通常の児童館・児童センターの利

用の方で、児童館・児童センターで放課後児童クラブを利用される場合は、5番の放課後児童クラブに回答をくださいということで、表の下に説明書きをしています。

副会長：子どもの親は、私は子どもを児童館で遊ばしてる、児童館での放課後児童クラブに通わせている、公民館での放課後子ども教室に通わせてるというのは、ちゃんと分けて理解しているのですか。

事務局：放課後児童クラブについては、利用料をいただいていますので、そこは。

副会長：そうですね、わかりますね。他は無料でしたね。

事務局：子ども教室は原則無料ですが、実費徴収になります。保険料と。

副会長：学童保育は確かに月額利用料で支払っていますね。それでわかりますね。

会 長：そのあたりの用語の使い方って、保護者の人はどこまでわかっているのかなと思うことがあります。洲本独特の放課後子ども教室と児童クラブが混在している部分があって、利用者の方がそれをどういう風に線引きしているのかなと。この記載の仕方アンケートをして、正確にわかればいいんですが、記入者の人が混乱すると結果にも影響がでるかなと思うところがあります。こういう事業に従事している私たちは意味合いがよくわかるんですが、一般的にはどうなのかなというところの視点が必要かなと思いますので、また検討をお願いします。

委 員：放課後児童クラブは、一般的にいわゆる学童というふうに認識されているんだろうと思います。子ども教室も、それが実施されている学校では保護者もわかると思いますが、全く実施していないところは、何なのかな、何だかわからないから丸をつけないんだろう。明確にはここに説明してくれているので、これでわかるといえばわかるんじゃないでしょうか。全体的には前回よりもすごくスリムになって、答えやすいし、回収率もいいんじゃないかなと。

会 長：それでは最終確認しますが、1枚目の用語の定義の子育て、教育をカットしまして、問7も割愛してもらって、最後の21、21-1、22もカットしてもらおうということで、よろしいでしょうか。

5. その他

事務局：先ほどのニーズ調査の最終確認ですが、早急にとりまとめて、皆さまにご提示をしたいと思いますので、お返事も早めにお返しいただくようにご協力いただけたら大変助かりますので、よろしく願いいたします。

副会長 あいさつ

6. 閉会